

議第117号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年11月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし，第6条を第7条とし，第5条を第6条とする。

第4条本文中「前3条」を「前各条」に改め，同条を第5条とする。

第3条中「別表第3」を「別表第4」に改め，同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(高圧ガス保安法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第3条 高圧ガス保安法（別表第3において「法」という。）の規定に基づき事務について，同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第3中「第3条関係」を「第4条関係」に改め，同表を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

区 分			単 位	手 数 料
(1)	法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項，次項及び(9)の項において同じ。）のみを使用して	処理容積（圧縮，液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項，次項及び(9)の項において同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備	円 560,000
			処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	340,000
			処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	220,000

	高圧ガスの製造をするものを除く。	処理容積が ³ 100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1 件	140,000	
		処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備		110,000	
		処理容積が ³ 5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備		86,000	
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備		68,000	
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		54,000	
		処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備		31,000	
	法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備		91,000	
		処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備		75,000	
		処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備		60,000	
		処理容積が ³ 500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備		44,000	
		処理容積が ³ 100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備		27,000	
		処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備		21,000	
		処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備		16,000	
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備		13,000	
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		11,000	
		処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備		7,400	
		法第5条第1項第2号に該当する者		冷凍能力（1日当たりの冷凍能力をいう。以下この項、次項及び(9)の項において同じ。）が ³ 3,000トン以上の設備	110,000

			冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	87,000
			冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	68,000
			冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	54,000
			冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000
(2)	法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のため施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを製造するものを除く。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	370,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	220,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	150,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	93,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	69,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	61,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	57,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000

			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合		26,000
			その他の場合		16,000
		法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1 件	65,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合		53,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合		44,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合		31,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合		18,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合		14,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合		12,000
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合		9,200
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合		8,200
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合		5,100
			その他の場合		3,200

		法第5条第1項第2号に該当する者	<p>変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合</p> <p>変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合</p> <p>変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合</p> <p>変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合</p> <p>変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合</p> <p>その他の場合</p>		69,000	
					62,000	
					55,000	
					38,000	
					30,000	
					16,000	
(3)	法第16条第1項の規定に基づく	高压ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		1件	25,000	
(4)	法第19条第1項の規定に基づく	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	<p>変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合</p> <p>その他の場合</p>	1件	14,000	
					11,000	
(5)	法第20条第1項の規定に基づく	高压ガスの製造のための施設の完成検査		1件		(1)の項に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）

(6)	法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査		1件	18,750
(7)	法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査		1件	(2)の項に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額(法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)
(8)	法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査		1件	(4)の項に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額
(9)	法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造を除外するもの)	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	610,000 370,000 250,000 150,000 120,000 95,000 75,000

			処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		60,000	
			処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備		33,000	
		法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件	95,000	
			処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備		80,000	
			処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備		64,000	
			処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備		47,000	
			処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備		31,000	
			処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備		22,000	
			処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備		20,000	
			処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備		15,000	
			処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備		12,000	
			処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備		7,700	
			法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者		冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000
					冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000
					冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000
		冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備		60,000		
		冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備		42,000		
(10)	法第44条第1項に規定する容器検査	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器	内容積500リットルの容器		16,000	
			内容積500リットル未満の容器		6,600	

		繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。次項において同じ。）	内容積150リットルを超える容器（500リットル以下のものに限る。）	1 個	320円に内容積が150リットルから10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額		
			内容積30リットル以上150リットル以下の容器		320		
			内容積5リットル以上30リットル未満の容器		260		
			内容積1リットル以上5リットル未満の容器		180		
			内容積1リットル未満の容器		150		
		高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。次項において同じ。）	内容積30リットルを超える容器（内容積500リットル以下のものに限る。）		220円に内容積が30リットルから10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額		
			内容積5リットル以上30リットル以下の容器		220		
			内容積1リットル以上5リットル未満の容器		160		
			内容積1リットル未満の容器		140		
		その他の容器	内容積500リットルの容器		7,100		
			内容積150リットル以上500リットル未満の容器		800		
			内容積30リットル以上150リットル未満の容器		210		
			内容積5リットル以上30リットル未満の容器		170		
			内容積1リットル以上5リットル未満の容器		110		
			内容積1リットル未満の容器		90		
		(11)	法第49条第1項に規定する容器再検査		温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器	内容積1,000リットルを超える容器	16,000円に内容積が1,000リットルから1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
					内容積500リットル以上1,000リットル以下の容器	16,000	

			内容積500リットル未満の容器		6,600
		繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	内容積150リットルを超える容器		320円に内容積が150リットルから10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
			内容積30リットル以上150リットル以下の容器		320
			内容積5リットル以上30リットル未満の容器		260
			内容積1リットル以上5リットル未満の容器		180
			内容積1リットル未満の容器		150
			高強度鋼容器	内容積30リットルを超える容器	1個
		内容積5リットル以上30リットル以下の容器		220	
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器		160	
		内容積1リットル未満の容器		140	
		その他の容器	内容積1,000リットルを超える容器		7,100円に内容積が1,000リットルから1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額
			内容積500リットル以上1,000リットル以下の容器		7,100
			内容積150リットル以上500リットル未満の容器		800
			内容積30リットル以上150リットル未満の容器		210
			内容積5リットル以上30リットル未満の容器		170
			内容積1リットル以上5リットル未満の容器		110
			内容積1リットル未満の容器		90

(12)	法第49条の2第1項に規定する附属品検査	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	内容積150リットル以上500リットル以下の容器	1個	31
			内容積150リットル未満の容器		24
			内容積500リットルの容器		540
			内容積500リットル未満の容器		21
(13)	法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	内容積150リットル以上の容器	1個	31
			内容積150リットル未満の容器		24
			内容積1,000リットル以上の容器		1,100
			内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器		540
			内容積500リットル未満の容器		21
(14)	法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査		1件	16,000	
(15)	法第54条第2項に規定する容器（内容積500リットル以下のものに限る。）に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等		1個	1,400	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料について定める必要があるので提案する。